○○地区〔○○小地区自治会連合会〕自主防災組織連絡協議会規約

　　年　　月　　日

（名称）

第１条 この会は、○○地区〔○○小地区自治会連合会〕自主防災組織連絡協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

（事務所）

第２条 本協議会の事務局を○○に置く。

（目的）

第３条 本協議会は、自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

⑵　防災訓練の実施に関すること。

⑶　自主防災活動の充実強化に関すること。

⑷　自主防災組織相互の連絡調整に関すること。

⑸　その他地域防災力向上に資する事項。

（会員）

第５条 本協議会は、○○地区〔○○小地区自治会連合会〕にある自主防災組織の代表者をもって構成する。

（役員）

第６条 本協議会に次の役員を置く。

⑴　会長 １名

⑵　副会長 若干名

⑶　幹事 若干名

⑷　会計 １名

⑸　監査役 ２名

２ 役員は、会員の互選による。

３ 役員の任期は１年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第７条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

３ 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

４ 会計は、本協議会の会計事務をつかさどる。

５ 監査役は、本協議会の会計を監査する。

（会議）

第８条 本協議会に、総会及び幹事会を置く。

（総会）

第９条 総会は、各自主防災組織の代表者をもって構成する。

２ 総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３ 総会は、会長が招集する。

４ 総会は、次の事項を審議する。

⑴　規約の改正に関すること。

⑵　事業計画に関すること。

⑶　予算及び決算に関すること。

⑷　その他、総会が特に必要と認めたこと。

５ 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

第10条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び会計によって構成する。

２ 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

⑴　総会に提出すべきこと。

⑵　総会により委任されたこと。

⑶　その他幹事会が特に必要と認めたこと。

（会費）

第11条 本協議会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）

第12条 本協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第13条 会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（会計監査）

第14条 会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２ 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、○年○月○日から実施する。